

## 別紙

- これまでに、指定・更新申請時あるいは実地指導などにおいて障がい保健福祉課の確認を受け、関係書類の提出を行った事業所は対象外です。
- したがって、今回は上記以外の事業所を対象とします。
- 対象事業所については、後日、現在使用している建物の用途について、文書により照会を行うこととし、7月上旬を目処に回答をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

	対象事業所	確認手続き
ア	面積に関わらず、 <u>自己又は法人所有の建築</u> 物件であって、竣工当初から社会福祉施設の用途で建築された、あるいは用途変更がなされた施設	⇒建築基準法に基づく <u>確認済証等（※）</u> の確認。
イ	建築物を賃貸などで運営している施設	⇒現在の用途について、所有者に依頼するなどし、 <u>確認済証等</u> の確認。

※ 確認済証等とは、熊本市及び民間の検査機関が発行する、確認済証・確認済証明、熊本市が発行する確認台帳記載事項証明をいう。

※ 確認済証等においては建物の用途を確認します。